

●香川県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市由良町字川西490番2地先 から 高松市由良町字川西481番2地先 まで	前	5.4~9.0	74	迂回路の廃止に よる区域変更
		7.0~8.0	83	
	後	5.4~9.0	74	